

## 伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の商店街の振興及び安全の確保を図るため、商店街団体が設置した街路灯の維持管理に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「商店街団体」とは、中小商業者が地域的に組織した団体をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる街路灯は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 商店街を明るくし、犯罪を防止し、及び通行人の安全を確保することに資する機能を有すること。
- (2) 街路灯の電気料金を第5条の規定による申請をする商店街団体が負担していること。
- (3) 街路灯の維持管理が常に適切に行われていること。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、商店街団体が次条に定める申請をする年度において街路灯の電気料金として支払った額に、50パーセント以下で市長が定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 街路灯の電気料金の領収書の写し又は当該電気料金を支払ったことを証する書類
- (2) 街路灯維持管理内訳書（第2号様式）又はこれに類する書面
- (3) 申請する年度における月ごとの電気料金が記載されている書面
- (4) その他市長が必要と認める書面

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金交付請求書（第4号様式）に伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（届出事項）

第8条 第6条に定める補助金の交付の決定を受けた商店街団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもってその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 事務所の移転又は商店街団体の名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 商店街団体が合併又は解散したとき。
- (3) 補助の対象となった街路灯が使用できなくなったとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月26日告示第174号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月10日告示第26号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月15日告示第182号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

団 体 名

代 表 者 名

電 話 番 号

年度伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金の交付を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額	円
2 算出基礎	円× %= 円
3 添付書類	○街路灯電気料金の領収書の写し又は支払いを証する書類 ○街路灯管理内訳書

第2号様式（第5条関係）

## 商店街街路灯管理内訳書

年度において当商店会が維持管理している街路灯の内訳は、次のとおりです。

種 別	設 置 数		
蛍 光 灯	1 灯式	w	基
	2 灯式	w × 2	基
白 熱 灯	1 灯式	w	基
	2 灯式	w × 2	基
水 銀 灯	1 灯式	w	基
	2 灯式	w × 2	基
そ の 他 ( )	1 灯式	w	基
	2 灯式	w × 2	基

年 月 日

商店街団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

年度伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金交付決定通知書

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

様

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額

円

2 交 付 条 件

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

(事務担当は、 )

第4号様式（第7条関係）

年度伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

印

交付決定のありました伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

1 交付決定通知額 円

2 交付請求額 円

3 添付書類

伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金交付決定通知書の写し